

第5節 災害応急資金融資

(1)生活福祉資金特別貸付（小口資金貸付）

被災した市民の生活の安定を図り、当該世帯の更生に資するため、緊急的、特例的な小口貸付が、1月27日から兵庫県社会福祉協議会で実施された。同制度実施の経緯は阪神・淡路大震災兵庫県災害対策本部がまとめた「阪神・淡路大震災－兵庫県の1カ月の記録」によると次のとおりである。

1月19日に来県した村山総理大臣に対し、被災者に対して緊急的に生活支援を行う新しい制度として、「緊急生活資金制度」（給付金）の創設を緊急要望し、21日には井出厚生大臣にも同様の要望を行った。

厚生省において検討の結果、1月25日、昭和61年の伊豆大島三原山噴火災害に際し実施した生活福祉資金の特例措置と同様の貸付が実施されることとなった。

兵庫県社会福祉協議会が実施主体となったが、激甚災害の指定により、国3/4、県1/4の負担となったものの、予算措置が間に合わないことから、まず貸付原資の調達が課題となり、県社会福祉協議会が金融機関から融資を受けて対応することとした。

次に、貸付事務の窓口となる各市町の社会福祉協議会の実施体制の確保が問題となった。そこで、他府県の社会福祉協議会から120名、県内の被災地以外の社協から90名の職員の派遣を依頼し、各市町の社会福祉協議会の応援にあたった。こうした取り組みの結果、1月27日の貸付開始にこぎつけたが、貸付窓口での大きな混乱が予想されたため、警察官の派遣を求めて、混乱の防止に努めた。

市町の罹災証明の発行が開始され、弔慰金の

支給等公的制度の実施の見込みがつき、義援金の第一次配分もなされる等、緊急的措置としての生活福祉資金の所期の目的をほぼ達成したことや、一部に不正借受の懸念も出てきたことなど総合的に勘案し、2月9日をもって、生活福祉資金特別貸付を終了することとした。

貸付金額は10万円以内であるが次のような場合、20万円とした。

- ①世帯員の中に死亡者や負傷者がいるとき。
 - ②世帯員の中に要介護者がいるとき。
 - ③世帯人員が4人以上いるとき。
 - ④世帯員の中に妊産婦、学齢児童がいるとき。
- また、貸付方法及び利率は次のとおりである。
- ①償還期限は、据置期間経過後4年以内とする。
 - ②利率については、措置期間中は無利子とし、措置期間経過後は年3%の利子を徴収する。
 - ③据置期間は、貸付の日から1年とする。
 - ④貸付回数は1世帯1回とする。

申請は、1月27日から、各区の福祉事務所を問い合わせ先とするとともに、次のような場所で本人を確認する証明書・印鑑・連帯保証人1名の署名、押印等の必要書類により受け付けた。資金交付は申請受付日の翌日で、貸付実績は表3-5-1のとおりとなった。

（申請受付場所）

- 東灘区－東灘区役所
- 灘区－灘区役所
- 中央区－勤労会館北玄関前
- 兵庫区－兵庫区役所
- 北区－北区民ホール
- 長田区－旧長田保健所
- 須磨区－須磨区民センター広場
- 垂水区－垂水区役所
- 西区－西福祉事務所

表3-5-1 生活福祉資金特別貸付交付件数・金額

（単位：千円）

区	東灘区	灘区	中央区	兵庫区	北区	長田区	須磨区	垂水区	西区	合計
件数	3,789	4,663	9,357	7,635	1,807	8,168	5,663	2,436	996	44,514
金額	591,600	698,500	1,469,400	997,470	290,200	1,123,200	864,800	383,700	168,000	6,586,870

(2)災害援護資金貸付

世帯主が負傷を負い、又は、住居、家財等に相当程度の被害を受けた世帯で、その所得額が一定額未満の世帯については、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき「神戸市災害弔慰金の支給等に関する条例」によって、その生活の立て直しに資するため、神戸市災害援護資金貸付が実施された。

貸付の対象となる者は、次のような被害を受けた世帯の世帯主で、被災時、神戸市の区域内に住所を有した者に限った。

①貸付の対象となる被害

ア. 療養に要する期間が1カ月以上である世帯主の負傷。

イ. 住居の損害又は家財の被害金額が3分の1以上である損害。

(注)・住居の被害については、住家全壊・全焼及び住家半壊・半焼を損害として取り扱う。

・住居又は家財の損害は、その居住者の所有に係る住居又は家財の損害であること。

②貸付の条件

○貸付限度額

(a)世帯主に1カ月以上の負傷がある場合

①家財及び住居に損害のない場合

150万円以内

②家財に3分の1以上の損害があり、かつ住居の損害がない場合

250万円以内

③住居が半壊・半焼した場合

270万円以内

④住居が全壊・全焼した場合

350万円以内

(b)世帯主の負傷がない場合

①家財に3分の1以上の損害があり、かつ住居の損害がない場合

150万円以内

②住居が半壊・半焼した場合

170万円以内

③住居が全壊・全焼した場合 (b)④の場合

を除く。)

250万円以内

④住居の全体が滅失した場合 (被害がおおむね100%)

350万円以内

○所得要件

貸付対象世帯については、その世帯に属する者の所得を合算した額が、下表の額未満であること。

世帯人員	金額	世帯人員	金額
1人	220万円	4人	650万円
2人	390万円	それ以降は1人増すごとに30万円加算。	
3人	580万円		

注：・所得は平成5年収入額から給与控除を行った後の額とする。
・その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円を限度とする。

○償還期間 10年 うち据置期間5年。

○利率 年3パーセント。ただし、据置期間中は無利子。

○償還方法 元利均等半年賦償還。ただし、繰上償還可。

貸付の申込は、郵送により3月24日から4月30日(当日の消印有効)で締切った。なお特例として10月2日から31日の間受付を再開した。

また、電話相談、会場相談を3月24日から3月31日まで兵庫県中央労働センター(中央区下山手6丁目)で、4月1日から4月30日まではこうべ市民福祉交流センター(中央区磯上通3丁目)で実施した。この間の相談件数は以下のとおりであった。

表3-5-2 災害援護貸付相談窓口件数(3月24日~4月30日)

		窓口相談		電話相談		
				4月17日(月)	359件	502件
				4月19日(水)	461件	522件
				4月20日(木)	372件	505件
				4月21日(金)	374件	578件
				4月22日(土)	185件	453件
				4月23日(日)	152件	417件
				4月24日(月)	606件	622件
				4月26日(水)	861件	514件
				4月27日(木)	800件	445件
				4月28日(金)	718件	589件
				4月29日(土)	626件	476件
				4月30日(日)	537件	334件
				33日間合計	9,455件	13,661件
3月24日(金)	111件	293件				
3月25日(土)	77件	260件				
3月26日(日)	59件	252件				
3月27日(月)	178件	273件				
3月29日(水)	212件	230件				
3月30日(木)	131件	277件				
3月31日(金)	195件	216件				
4月1日(土)	123件	206件				
4月2日(日)	73件	334件				
4月3日(月)	233件	550件				
4月5日(水)	293件	513件				
4月6日(木)	223件	545件				
4月7日(金)	190件	557件				
4月8日(土)	96件	407件				
4月9日(日)	56件	268件				
4月10日(月)	263件	509件				
4月12日(水)	270件	423件				
4月13日(木)	282件	482件				
4月14日(金)	171件	465件				
4月15日(土)	100件	411件				
4月16日(日)	68人	233件				

貸付の決定は10月17日現在、21,874件、52,595,100千円で、表3-5-3のとおり決定している。なお、国は、指定都市が同資金の貸付けの財源として必要とする金額の3分の2に相当する金額を延滞の場合を除き、無利子で指定都市に貸し付けることが「災害弔慰金の支給等に関する法律」(第12条)により定められている。

表3-5-3 神戸市災害援護資金貸付状況

(平成7年10月17日現在)

	件数(件)	金額(千円)
(a) 世帯主に1カ月以上の負傷がある場合		
① 家財及び住居に損害のない場合	13	17,300
② 家財におおむね3分の1以上の損害があり、かつ住居の損害がない場合	44	86,200
③ 住居が半壊・半焼した場合	82	200,000
④ 住居が全壊・全焼した場合	226	746,900
(b) 世帯主の負傷がない場合		
① 家財におおむね3分の1以上の損害があり、かつ住居の損害がない場合	1,685	2,343,800
② 住居が半壊・半焼した場合	6,057	9,640,900
③ 住居が全壊・全焼した場合((b)④の場合を除く。)	6,831	15,448,900
④ 住居の全体が滅失した場合(被害がおおむね100%)	6,936	24,111,100
合 計	21,874	52,595,100

(3)生活福祉資金災害援護資金貸付

「災害弔慰金の支給等に関する法律」により神戸市災害援護資金貸付の対象とならないが、住宅が一部損壊でかつ家財の3分の1未満の損害を受けた世帯、又は、住宅に被害はないが、家財の3分の1未満の損害を受けた世帯に対しては、兵庫県社会福祉協議会が実施主体となり、住宅の修理または家財の購入の用途に限り、150万円を貸付限度額とする生活福祉資金の災害援護資金貸付が実施された。窓口は神戸市社会福祉協議会が行い、5月17日から郵送により、申込みを受け付けるとともに電話相談も行い、7月31日で締切られた。なお、対象世帯は次のような所得の制限が行われている。

(所得の制限)

その世帯に属する者の所得を合算した額が、下記の金額以下であること。

世帯人員	金 額	3人	3,600,000円以下
1人	1,800,000円以下	4人	4,600,000円以下
2人	2,700,000円以下	5人	5,400,000円以下

- 注：1. 所得は、平成5年収入額から給与所得控除をおこなったあとの額
2. 世帯人員が6人以上の場合は、5人世帯の基準額に1人につき900,000円加算する。
3. 世帯員のなかに下記の対象者がいる場合は、上記の基準額に加算する。

加 算 対 象	加 算 額
年齢が70歳以上の方	1人につき 380,000円
身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方	1人につき 570,000円

9月14日現在、442件を受付け、64件、65,000千円の貸付決定を行った。また、神戸市災害援護資金貸付と同様に、10月2日から10月31日までの間、申込を再開することとなった。